

## ● 建設副産物の取扱いに関する情報交換会（2024. 3. 12）のまとめ

『建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～』が国土交通省により策定・公表され、2024年度達成基準値が示されました。日建連北陸支部安全環境対策委員会では、平成20年より会員各社に対するアンケート調査を本年度（前年度工事対象）も実施し、アンケートデータに基づき、北陸地域固有の課題等も踏まえ、下記事項について、北陸地方整備局と「建設副産物の取扱い」に関する情報交換会を開催しました。



### 1 開会あいさつ（荒明安全環境対策委員長）

開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日本建設業連合会北陸支部の副支部長、安全環境対策委員長を務めております荒明でございます。本日は、年度末を控えて大変お忙しい中、荒木技術企画官様、猿子技術管理課長様、和泉田技術管理課長補佐様並びに一越様のご出席をいただき、情報交換会を開催させていただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、日頃より、当支部の活動に対しまして、ご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

1月1日の「令和6年能登半島地震」により、石川県能登地方をはじめ、北陸地方の各地で甚大な被害が発生したところです。日建連といたしましても会員が一丸となって、能登半島の復興に向けて全力を挙げて取り組む所存です。

国民の皆様が、安全で安心して生活ができる社会の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただきますよう、強くお願いいたしますとともに、我々建設業界といたしましても、激甚化・頻発化する気象災害への対応や、国民の暮らしと経済を支える社会基盤の整備、維持・管理に資する事業活動を通しまして、力を尽くす所存でございます。

私ども日建連におきましても、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつける必要に迫られている状況にあります。このため、日建連では、引き続き、「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」を事業計画における2大事業と位置づけ、業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。

週休二日の推進につきましては、2024年度に迫った時間外労働時間の上限規制の適用に向けて、更なる取組みの強化により、建設現場の週休二日を定着させていく所存ですので、引き続き、ご協力・ご支援をお願いいたします。

また、建設キャリアアップシステムにつきましても、引き続き、普及・推進に向けて一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、「建設リサイクル推進計画2020」が策定され、「質」を重視するリサイクルとして取り組みが行われているところであり、引き続き、日建連といたしましても重点施策や建設リサイクル推進に取り組んでまいりたいと考えております。天然資源が極めて少ないわが国において、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」に向けて、支部会員においては、それぞれの目標値の達成に向けて取り組んでいく所存です。

当委員会におきましても、会員会社にアンケート調査をお願いするなど、建設リサイクル推進に向けて検討を進めているところでありますが、全国的には地域固有の課題もなおあるように感じております。

本日のテーマとしております「建設汚泥の利用促進」等につきまして、整備局様と情報交換をさせていただきまして、今後の我々の活動に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

はなはだ簡単ではございますが、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

## 2 北陸地方整備局からの情報提供

- ①「資源有効促進法政省令改正（第一弾）、省令改正（第二弾）の概要」について
- ②「建設リサイクル推進計画2020（質を重視するリサイクルへ）」について
- ③「廃棄物・資源循環分野に関わる脱炭素化に向けた動き」について
- ④「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
- ⑤「建設リサイクル見学会」について
- ⑥「工事書類スリム化ガイド」について

## 3 建設汚泥の利用促進について

### Q1

濁水処理で発生した脱水ケーキは、一般的には薬品を利用した発生土であり、純粋な自然発生土でないため、産廃処分が適正であると考えていますが、県等によっては埋戻しや盛土等で使用する自ら利用が推奨されています。北陸地整様では、上記脱水ケーキの自ら利用についてはどのようなお考えなのかお聞かせ下さい。

### A1 北陸地方整備局

各自治体の建設汚泥の処理にあたっては、廃棄物処理法などの関係法規を遵守し、生活環境の保全に留意した上で、再利用を進めていると認識しております。

北陸地整においても「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日発出）」を適用

し、廃棄物処理法などの関連法規に遵守し、建設汚泥の再利用を進めたいと考えております。

## Q 2

昨年の意見交換会にて「北陸地整様では建設汚泥は利用計画を立て特記仕様書に明記し、設計変更に対応しております。」との回答を得ていますが、今年のアナケートにおいても会員会社から「発注者が当初の設計や設計変更でリサイクルを考慮した発注や発注工事間での汚泥・土砂のやり取りを十分に検討して頂きたい」との要望を受けていることから、引き続き特記仕様書への明記、および設計変更への柔軟な対応をお願い致します。

## A 2 北陸地方整備局

北陸地方整備局では建設発生土情報交換システムなどの建設汚泥や建設発生土の残土情報を基に、利用計画を立て、特記仕様書に明示し、設計変更による対応を進めております。引き続き、適正な利用に努めて参ります。

## Q 3

資源有効利用促進法が施行され元請け業者の義務が増え、かつ受領書の確認書面は紙面ベースであることが人手不足・ICT化（DX）に逆行しており、手間を増やしているように思います。2024.06.01 から元請け業者には発生土を最終処分先まで確認した書面を作成し5年間保存となりますが竣工後の搬出先を追う人員がない状況です。デジタル化等への改善計画は無いのでしょうか？また、書式（様式）についても定める予定は無いのでしょうか。

## A 3 北陸地方整備局

資源有効利用促進法の省令改正については、第一弾が令和5年1月1日に施行され、第二弾が令和5年5月26日に施行されたところです。また、令和6年6月1日に最終搬出先までの確認義務を行うこととなっており、その対応については、ご要望にあるとおり、皆様にご負担をおかけすることが出てくるかと思えます。

現時点では、確認書面のデジタル化や様式の作成などの改善計画の情報はありませんが、皆様からの改善要望につきましては、本省にもお伝えし、ご負担を軽減できるよう努めて参ります。

## Q 4

マッチングシステムの登録をしていますが、民間工事のタイミングが合わないため情報提供及び利用は出来ていません。搬出側の時期と受け入れ側の要求する時期、また要求する土質が合わない場合が多いと考えます。なにか良いアドバイス等あればご教授願います。

## A 4 北陸地方整備局

受け入れのタイミングと必要な土質については、登録情報が多くなれば、マッチングの確率も高くなってくると推察します。

システムを運営している JACIC から官民マッチング利用者（公共機関・民間機関）に対しては、登録の促進について毎月メールで呼びかけているところであります。

今後も北陸地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、協議会構成員に対して、登録の推進を進めて参ります。

#### **\* 質疑 1**

資源有効利用促進法について、国土交通省のホームページの中で「土砂の受領書のサンプル様式」が掲載されていますが、これについての説明会や講習会が予定されていれば分かりやすいと思っており、開催の予定をお聞きかせください。

#### **\* 質疑 1 北陸地方整備局**

講習会等の開催については、今のところ予定はありませんが、今後、施工される6月1日に向け、本省と相談して開催できればと思います。その際は皆様にお伝えします。

#### **\* 質疑 2**

発注者の指定する仮置き場所に土砂に持って行く「指定利用」の取組み状況がホームページに掲載されていますが、国の発注では99%、都道府県では88%、市町村では69%となっています。市町村を横断した利用が少なく、市町村内で限られていることから指定利用が低くなっているのかと推察しています。こういった部分を改善して、目標である80パーセントを達成すべく、取り組まなければならないと考えていますが、見解をお聞かせください。

#### **\* 質疑 2 北陸地方整備局**

指定利用については、市町村では受け入れ先も少ないという話も聞いているところです。地方自治体とはヒアリングも行っているところであり、受け入れ先を増やすなどの対応を考え、率の向上を目指していきたいと思っています。

#### **\* 質疑 3**

例えば、近場に適した再利用する場所があったかもしれないが、指定されたが故に遠くに持って行かざるを得なかった、施工途中に良い砂質土が出てきたが、指定されているが故に一般の盛土として再利用したなどの事象も考えられます。建設発生土の再利用についても質を目指すことを考える時期にきているのではないかと思いますので、見解をお聞かせください。

#### **\* 質疑 3 北陸地方整備局**

指定場所の変更については、受発注者間で協議をしていただき、コミュニケーションを取っていただければ、変更ということはあると思います。発注者側にも情報提供いただければ、有効利用も進むのではないかと思いますので、引き続き、コミュニケーションを図っていただくようお願いいたします。

## **4 建設混合廃棄物について**

### **Q 1**

「建設リサイクル2020～「質」を重視するリサイクルへ」の「建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み」において、廃プラスチックの分別・リサイクルの推進に「廃プラスチックのデータ等の収集・分析および、産業廃棄物処理業者や民間企業との連携を促進し、必要に応じて目標の指標について検討」と記載されております。廃プラスチックの分別・リサイクルに関して、現時点での取り組み情報等について、お聞かせください。

### **A 1 北陸地方整備局**

廃プラスチックについては、建設分野における排出量も多い状況ではありますが、「建設リサ

「建設リサイクル推進計画 2020」においては個別に扱っていなかったところであり、再資源化率等の達成基準を設定していなかったところ。今後は、建設工事から発生する廃プラスチックのリサイクルの取組みを進めるため、廃プラスチックの再資源化率に関する新たな目標を検討し、廃プラスチックの分別・再資源化の推進を図ることとしております。

## Q 2

リサイクル率を向上させるために、国交省様、環境省様など関連各省庁間で調整、お取り組みいただくこともあると思います。現状で各省庁を横断し取り組まれている方策、情報などがございましたら、教えていただける範囲でお聞かせください。

## A 2 北陸地方整備局

現段階では、関連省庁間での取組みの具体的な情報はありますが、国土交通省においては、来年度、「建設リサイクル推進計画 2020」の中間フォローアップを実施することとしており、必要に応じて計画の一部を見直し、リサイクル率を向上させる施策なども検討して参りますので、検討結果につきましては皆様にも情報提供させていただければと思います。

## Q 3

再資源化率を向上させるためには、高い再資源化率を持つ施設を利用する必要がありますが、再資源化率が高い施設が各地方・地域に無ければ、建設会社としては利用しにくいのが現実です。この点に関しての北陸地方整備局様のお考えや、再資源化率の高い施設の新設・増設に関する施策や情報がございましたらお聞かせください。

## A 3 北陸地方整備局

高い再資源化率を持つ施設の重要性については認識しているところですが、現時点では、そのような施設の新設・増設に関する施策や情報などはありません。今後、関連情報などを入手できましたら、皆様にも情報提供させていただきたいと考えております。

## Q 4

来年度以降も再資源化率向上のための講習会などのご予定がございましたらお聞かせください。

## A 4 北陸地方整備局

北陸地方整備局では、毎年、処理施設などの施設見学（リサイクル見学会）や外部講師を招いて建設副産物に関する講演（リサイクル講習会）を開催しているところであり、今年度は、大雪・能登半島地震に影響により、講習会は中止となりました。またリサイクル見学会は、11月17日に開催され、参加された方々からは施設を見る機会が少ないことから、ご好評をいただいているところです。来年度は開催回数を複数回に増やすなど、より多くの方々にリサイクル施設を見学していただくよう、取り組んで参ります。

## 5 建設混合廃棄物（建設発生木材）について

### Q 1

再資源化を促進する上での課題、意見として、「目的の明確や再資源化率の低い業者への再資源化への促進」については、①再生利用用途が製紙、燃料などの建設産業以外の分野は、排出者と利用者の中で木材チップの時期、品質な

どの調整が必要に感じます。

「再資源化への課題」については、①木材は土と違い生ものであるため時間に左右されるときがあり、伐木を有価として引き取り、頂ける時間が短く、時間が経過すると産廃扱いになってしまう。②再資源化へ、処理また受け入れる施設が近くにない場合がある。③伐木材を発生現場内で、その現場で再利用とか、または無償でも他へ提供できるようになれば再資源化促進につながる。④そのまま再利用可能な木材についても自社内工事で再利用する予定が立たないため、中間処理施設への排出となってしまう。

「混合廃棄物の低減」については、①伐根したのものの中には土がついていると混合廃棄物にされてしまうケースがある。判断を間違わない様に管理が必要。(木くずは分別できている)

などが挙がっており、今後の対応等を含めた助言等をお聞かせ下さい。

#### **A 1 北陸地方整備局**

発生木材につきましては、チップ材を現場で法面に吹きつけるというような施工事例もありますが、その他にも有効利用できる方法がいろいろあると思っていますので、引き続き、皆様にもご協力いただきたいと思います。

### **6 電子マニフェストの普及促進について**

#### **Q 1**

北陸地方整備局様として以前にご回答いただきました建設副産物情報交換システム(コブリス)と電子マニフェストとのシステム連携によるデータの自動取り込みへの検討状況や建設副産物のモニタリングの強化によるモデル工事の取り組みなど、今後の方向性があればご意見を伺い願います。

#### **A 1 北陸地方整備局**

アンケート結果より利用実績としては、対前年度比で6.8%高い93.5%となっていることから、電子マニフェストの導入にご努力されていることが伺え、取り組みに感謝申し上げます。

日本産業廃棄物処理振興センターのHPによりますと全国的には、全マニフェスト発行件数に対する電子化率が平成29年度に50%を超え、令和5年度には80.8%と着実に普及しております。

電子マニフェストの普及促進は、「排出事業者」「収集運搬業者」「中間処理業者」の三者が電子化に切り替えて初めて機能するものであり、発注者を含め、その必要性が理解されるよう努めていくことが重要と考えております。

引き続き本省とも相談しながら、電子マニフェストの普及促進に努めて参りたいと考えております。

#### **\* 質疑 1**

一部の行政機関ではすでに義務化しているところもあり、ペナルティも考えていると聞いています。今後、行政機関が次々と義務化に取り組んでいかれると思っていますが、国の機関として、義務化等の取組みを考えておられるのかをお教えてください。

#### **\* 質疑 1 北陸地方整備局**

国では義務化の推進というところまで進んでいるとは聞いておりません。自治体で義務化し

ているということですが、難しい点もあり、慎重に検討していかなければならないと思っています。本省とも相談しながら取り組んでいきたいと思っています。

## 7 環境への取り組み等について

### Q 1

北陸地方整備局様として日建連北陸支部に対して、取り組んでほしい環境活動があればお聞かせ願います。

又、2021（令和3年12月）に策定されました、環境行動計画に対する現状についてお聞かせ願います。

### A 1 北陸地方整備局

北陸地方整備局ではSDGsに貢献するため、北陸の将来像を実現するため6つの重点目標を掲げており、その一つとして、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」に取り組んでおります。

本取り組みは、「美しく豊かな自然との共生と健全な環境の維持・回復及びグリーン社会の実現」、「インフラ空間の多面的な利活用による魅力ある地域づくり」を目標とし、これを達成するため、「新潟港カーボンニュートラルポート形成」、「神通川の自然再生事業」、「浅野川のかわまちづくりの推進」などの事業を進めております。

貴協会におかれましても、この北陸地整の取り組みにご理解いただき、引き続きご支援・ご協力のほどお願い致します。

環境行動計画の現状ということで、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた建設リサイクルの取り組みを進めるため、来年度の「建設リサイクル推進計画2020」の中間フォローアップにおいても、方向性や課題の抽出を行い、カーボンニュートラルの推進を図ることとしておりますので、検討結果につきましては皆様にも情報提供させていただきたいと考えております。

#### \* 質疑 1

弊社でも高炉セメントを使った現場があります。環境というよりも温度を下げたいということで使用したのですが、高炉セメントを使えばかなりのCO<sub>2</sub>削減になると聞いており、中間フォローアップの中でも、そういった方向性や事例等が出されるのであれば、周知いただければ現場のほうでも使う機会が増えていくかと思っています。

#### \* 質疑 1 北陸地方整備局

高炉セメントの使用目的は、アルカリ骨材反応等の化学的な耐久性からのものでしたが、カーボンニュートラルの面でも非常に効果があるところです。しかし、地域によって多く使える、使えないということがあり、太平洋側から持ってくるとすれば、運搬する車の二酸化炭素を排出するというにもなりかねません。本省を含めて試行的に取り組んでいる状況もありますので、皆様にも情報を共有しながら、一緒に取り組んでいきたいと思っています。

## 8 その他の質疑

### Q 1

震災で発生した民間企業の廃棄物は、事業として発注し元請が受注する場合は、通常の産業廃棄物扱いとして、「産廃契約締結」「マニフェスト発行」が義務づけられていると認識していますが、公共の道路が被害を受けて撤去したアスファルト、コンガラ等は、「災害ゴミ」として、国、県、市町村が処分することになるため、元請は排出事業者には該当せず、「産廃契約不要」「マニフェスト不要」「一時集積箇所までの収運許可は不要」という認識でよろしいでしょうか。

大きな方針・指針やQ&A等、実際に現地で動く者が判断できる具体的見解や具体例がございましたら、お教えください。

### A 1 北陸地方整備局

震災時に撤去したアスファルト、コンガラ等については、災害ゴミ（一般廃棄物）として処理するという認識で間違いありません。

なお、方針・指針やQ&A等、実際に現地で動く者が判断できる具体例ということですが、本省にも問い合わせましたが、現時点では皆様にご紹介できる情報はありません。

引き続き情報収集を行い、皆様にご提供できる情報を入手しましたら、意見交換会などの場を通じて、皆様に情報提供させていただきたいと考えております。

## 9 総括（荒木技術企画官）

1月1日に発生しました能登半島地震において、日建連会員企業の皆様方におかれましては、緊急復旧工事への対応にご尽力いただき、感謝申し上げます。特に道路の関係では、発災直後から現地に入らせていただき対応いただいたと伺っています。発災当初は、特に奥能登方面の道路の被災が大きく、人命救助、支援物資の輸送、DMATなどの活動等にかかなりの制約があって、道路の復旧が緊急の課題となっており、その復旧に対する期待も大きかったところです。現在、道路状況も大幅に改善することができましたが、今回の地震の爪痕は大きく、まだ緊急復旧工事が継続しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日は年度末のお忙しい中、情報交換会の場を設けていただき、有り難うございました。主に日建連の皆様からの意見、要望を踏まえた質疑応答をさせていただきましたが、有意義な情報交換になったと思っています。毎年、日建連の皆様から、建設副産物毎の実態、それに対する考察、各会員の工夫など、新たな知恵や情報を提供いただきいておりますが、このようなお話を伺いますと、北陸管内における建設リサイクルの推進は、日建連の皆様をはじめとする受注企業さんの努力や取組みによるところが大きいものと、あらためて実感したところです。現在、建設リサイクル推進計画2020に取り組んでいますが、先ほどお話をさせていただきました中間フォローアップを踏まえて、引き続き建設リサイクルの推進に取り組んでまいり所存ですので、皆様方におかれましても引き続きのご支援をよろしく願いいたします。

本日はたいへん有難うございました。





以 上